

## 岐阜市概算数量発注方式実施要領

### (目的)

第1条 積算業務の簡素化を図り、業務の円滑な積算と執行、契約の効率化を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 用語については、以下のとおり定義する。

- 1) 概算数量発注方式とは、当初設計で平面図、標準断面図等を明示し概算数量で工事費を算出して発注する工事をいう。
- 2) 工事計画図書とは、受注者が現地調査、測量を行い、工事施工数量や施工方法等を明確にした上で作成した実施予定の工事計画図面(平面図、縦断面図、横断面図及び構造図等)並びに土工、構造物(仮設物を含む)等の数量計算書をいう。
- 3) 施工承諾図書とは、受注者から提出された工事計画図書を基に、発注者が工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工承諾したものをいう。

### (適用範囲)

第3条 概算数量発注方式は次の条件をすべて満たす工事を対象とすることができる。ただし、業務委託等による詳細図面がある工事、複雑な構造計算及び工法の比較検討等を必要とする工事には適用しない。

- 1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事(側溝工、舗装工、区画線工等)
- 2) 設計金額が3,000万円未満の工事
- 3) 岐阜市基盤整備部が発注する工事

### (当初設計書作成時の留意事項)

第4条 概算数量発注方式は当初設計時の数量を「概算」とすることで、積算業務における図面作成、数量計算に係わる事務量の低減を目的とした方式であり、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書に明示することは、従来の発注方式と変わるものではない。

- 2) 設計書決裁時に概算数量による発注であることを明記し、設計内容について決裁権者の承認を受けるものとする。
- 3) 概算数量で発注する設計書にあっては、「概算」による発注であることが分かるよう、下記のとおりとする。

(1) 設計書、仕様書の事業概要及び数量総括表に「概算」と明示

- (2) 特記仕様書（概算数量発注方式）を添付
- 4 当初設計時の図書等は下記を標準とする。
  - (1) 位置図（1/10,000 程度）
  - (2) 平面図（1/500～1/2,000 程度）
  - (3) 標準断面図（1/100 程度）
  - (4) 構造図（標準図）（適宜）
  - (5) 数量総括表（概算数量の根拠を明示すること。「標準断面図の数量×延長」で計上する。）
  - (6) その他必要な図面等
- 5 「工事計画図書」は下記を標準とするが、必要なものを予め特記仕様書に明記すること。
  - (1) 平面図、縦断図、横断図、構造図、展開図、区画線図等の実施予定図面
  - (2) 実施予定の数量総括表、数量計算書
- 6 「工事計画図書」の作成費用として、「工事計画図面作成費」を共通仮設費の「準備費」に計上する。ただし、図面の作成に必要な現地調査、測量は費用の対象としない。
- 7 前項に規定する「工事計画図面作成費」は、現場管理費及び一般管理費の対象としない。
- 8 「工事計画図面作成費」は、国土交通省中部地方整備局所管の「単価契約図面作成業務実施要領（案）及び単価決定基準（案）」を参考に算定する。
- 9 工事計画図書の作成にかかる日数として、工事日数に原則15日を加算する。

（設計変更の取扱い）

- 第5条 工事請負契約締結後、発注者は、設計の意図を受注者に説明する。なお、工事計画図書作成の参考となる資料がある場合には、これを受注者に貸与する。また、必要に応じ現場説明を実施する。
- 2 受注者は、前項に規定する説明を受けた場合は、前条に規定する「工事計画図書」を作成し、発注者に様式第1により提出しなければならない。
  - 3 発注者は、前項に規定する「工事計画図書」が提出された場合には、工事内容（積算内容の確認を含む）を精査するとともに、必要に応じて受注者と現地を確認し、工事内容を協議して定める。なお、14日以内に工事内容の協議が整わない場合は、発注者が施工方針を定め、受注者に指示する。受注者は発注者から指示があった場合は、「工事計画図書」を修正し発注者に提出すること。  
発注者は協議が整った場合「施工承諾図書」として承認し、様式第2により受注者に通知する。
  - 4 発注者は、前項による承認を行った場合、受注者にこれを通知するとともに、

契約約款第19条及び岐阜市設計変更ガイドライン（建設）（令和元年12月）に基づき、設計図書の変更を行う。

- 5 設計図書の変更積算金額について、発注者は第3項にて承認した「施工承諾図書」に基づいて算定する。
- 6 変更理由は、「概算数量発注工事の精査による変更」とする。
- 7 具体的な流れは、別添「概算数量発注方式のフローチャート」による。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、岐阜市契約規則（昭和39年4月1日規則第7号）、岐阜市工事請負契約事務処理要領（平成25年4月1日施行）の例によるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

付 則

この要領は、令和3年6月29日から施行する。